

評価書(案)についての住民意見の概要および博覧会協会の見解

23 その他の事項

意見所の概要	見解
<p>23-01</p> <p>・事業主体である博覧会協会の日常業務における環境影響負荷削減の取り組みについて評価書に明記すべきである。たとえば、協会自身が、「ISO14001」「ISO14031」などの取得や環境影響負荷の低減に取り組むべきである。(他に同趣旨2件)</p>	<p>博覧会協会は、環境影響評価については、要領に基づき適切に実施するとともに、会場計画を始め、会場運営、観客輸送等の各方面において環境への配慮を行うとともに、様々な活動や事業を通じ、地球規模で進む環境問題に対する解決の方向性を発信してまいります。協会自らがISOの認証を取得することは予定しておりませんが、環境マネジメントシステムの考え方に留意し、基本計画に示す環境配慮の考え方の具体化に努めてまいります。</p>
<p>23-02</p> <p>・環境影響評価の検証の方法として、BIEへの報告・説明、学識経験者などへの報告・意見聴取など積極的に実施して欲しい。</p>	<p>BIEへは平成12年12月の登録申請時に平成11年10月の環境影響評価の概要報告を行いました。評価書の修正後に追跡調査を行うことを表明しております。今後も適宜進捗状況について報告してまいります。</p> <p>また、要領においても、追跡調査の結果などを公表し経済産業大臣等の助言をいただくこととなっております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-03</p> <p>・博覧会会場内だけでなく会場周辺の道路、駐車場、ゴンドラ等の万博工事、関連工事及び開催時の下水道等の環境影響評価を追跡調査に先送りするのではなく、総合的に最新の基準・手法でやり直すべきである。また、個別の環境影響評価も必要である。(他に同趣旨 34 件)</p> <p>23-04</p> <p>・愛知万博は環境問題としても、財政問題にしても膨大な事業であることがわかる。しかし、万博と関連事業を矮小化したり、事業主体の違いをもってアセスの回避または簡略化することは許されません。</p> <p>23-05</p> <p>・税金のむだづかいにならないようなアセスと、万博としての全体像からみた総合アセスの実施をしてほしい。</p> <p>23-06</p> <p>・万博関連及び会場周辺工事について、環境アセスを連携して行うつもりがないのなら、万博事業ではないので 2005 年 3 月までに完成させなくとも良いことを公に表明すること。</p> <p>23-07</p> <p>・瀬戸環状東部線ルート変更のため、アセスを行うべき。</p> <p>23-08</p> <p>・瀬戸環状道路東部線は、上ノ山地区の湿地へ水を供給する砂礫層を分断する可能性があり、ハッチョウトンボの生息が危惧される。瀬戸市に環境影響評価を勧告するか、あるいは協会が調査すべきである。</p>	<p>本博覧会における環境影響評価は、博覧会協会が要領及び経済産業省の指導に基づき博覧会協会の責任の範囲内で実施しており、博覧会の会場内の事業及び会場外で協会が行う事業を対象として行っております。</p> <p>このため、本博覧会の会場外で行われる工事については、基本的に協会として環境影響評価を行わないものとしたしました。</p> <p>なお、本事業の工事中に、東部丘陵線事業と名古屋瀬戸道路事業による工事用車両の運行路線の重複が想定されるため、大気質、騒音、振動の環境項目について両事業の影響を踏まえた工事用車両の影響予測を参考として行いました。</p> <p>また、過去の評価との比較の必要性から、評価書と同等の手法で予測・評価を行っておりますが、併せて最新の手法でも予測することを検討したいと考えております。</p>
<p>23-09</p> <p>・HSSTと連携したアセスを実施すること。特に青少年公園地区至近のオオタカについて必要不可欠である。</p>	<p>東部丘陵線については、別途環境影響評価の手続き終え、工事が実施されていると承知しております。</p> <p>なお、オオタカにつきましては、東部丘陵線も含めて「国際博会場関連オオタカ調査検討会」で審議をいただいております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-10</p> <p>・青少年公園は自然の宝庫であると思う。工事車両や作業員により自然が破壊されることを懸念する。</p>	<p>工事区域外への不用意な立ち入りを行わせない、工事を実施する場合は、マーキング等による工事関係者への注意喚起に努める、工事車両の走行等による工所用道路沿いの立木の損傷等に留意する等、工事中の行為規制、注意喚起に関する対策を行ってまいります。</p>
<p>23-11</p> <p>・環境の世紀、21世紀にふさわしいアセスメントを実施すべきである。2005年の開催時まで時間がないことを理由とした手抜きのアセスは許されない。(他に同趣旨1件)</p>	<p>本環境影響評価は、環境影響評価法施行前の段階から生態系や温室効果ガスに取り組んだりしており、環境影響評価の課程で会場計画策定と連動した取り組みを実施しております。</p>
<p>23-12</p> <p>・地域住民の目からのアセスの実施を。</p>	<p>地域住民等の意見を聴取しながら環境影響評価を進めてまいります。</p>
<p>23-13</p> <p>・何が環境万博なのか。青少年公園～八草の環境破壊振りを見ていると、今まで市民参加で検討してきたことを全く無視しており、一部の人(企業)が儲けるためと言わざるを得ない。</p>	<p>本博覧会は、「自然の叡智」をテーマに掲げ、国際的にも高い評価を得て、BIEに登録されたものであり、当然のことながらその推進に当たっては、環境問題に十分に配慮していくことが肝要と考えております。今後とも、「自然の叡智」というテーマにふさわしく、また、後世からも高く評価される博覧会を開催するために、関係者一丸となって更に努力してまいります。</p>
<p>23-14</p> <p>・大気汚染予測条件で、一般車両の車種別排出係数のNOxは、「建設省所管道路事業環境影響評価に用いる自動車排出ガスの排出係数(案)(建設省、昭和61年)に基づいて設定」している(p486)。昭和61年に定めた20年後の排出係数、つまり万博工事期間から開催までは結局この値を用いるべきと国を始め、だれもが認めた排出係数である。これを用いて、万博関連道路(名古屋環状2号線、東海環状道路、知多横断道路)の環境影響評価を実施すべきである。</p>	<p>p486の排出係数については、博覧会開催時におけるアクセス交通の予測における一般車の排出係数としても用いています。また、工事中における東部丘陵線事業及び名古屋瀬戸道路事業の影響を踏まえた予測(p1010)でも、同じ排出係数を用いています。なお、他事業の環境影響評価においては、各事業の実施時期において適当と思われる排出係数を、事業者が設定するものと考えております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-15</p> <p>・南、北ルートのアセスを行わないのであれば、西ルートのみで工事用車両を走行させた場合の影響評価を行う必要がある。(他に同趣旨1件)</p>	<p>県道広久手八草線、市道吉野3号線の建設工事は、他の事業者が会場外で行う事業であるため、本環境影響評価の対象とはしていませんが、会場(海上地区)からの工事用車両の走行に伴う環境影響評価は行っております。</p>
<p>23-16</p> <p>・海上西地区会場隣接地域(南北道建設地)でギフチョウの卵を確認した。改変を回避すべきである。</p> <p>23-17</p> <p>・万博関連事業の瀬戸市道「吉野 - 八草線(通称:南北道)」の道路ルートにハッチョウトンボの生息地があり、消滅させられることになる。</p> <p>23-18</p> <p>・吉野3号線工事に伴う環境調査が行なわれたが、本来は「海上の森」周辺についても新たな区域とし、環境影響評価を行うべきである。</p> <p>23-19</p> <p>・トンボ池周辺の調査が明らかになっていない。トウカイコモウセンゴケに対する評価はどのようになっているのか。</p>	<p>瀬戸市道「吉野 - 八草線(通称:南北道)」等は、基本的に会場外において地域住民の要望を踏まえた地域整備事業として地方公共団体が整備するものであることから、博覧会協会として環境影響評価を行っておりません。</p> <p>なお、ご指摘の点については関係機関に申し伝えます。</p>
<p>23-20</p> <p>・修正評価書作成後に誤りが明らかになることがない様に、内容を再度見直してほしい。</p>	<p>最大限努力いたします。</p>
<p>23-21</p> <p>・1,500ページにも及ぶ資料、「あらまし」は概略程度、内容が良いのか悪いのか判断できない。県民に理解しやすいまとめ方公表方法を取り直すべきである。</p> <p>23-22</p> <p>・専門的な内容に関して、平易な表現での記述が必要である。</p> <p>23-23</p> <p>・普通の人にもある程度の詳細が解かる資料を作るとか、説明会や勉強会、講習会を企画できないものか。</p> <p>23-24</p> <p>・評価書パンフには不合理な点が多く驚いている。</p>	<p>評価書を修正した後、修正評価書等を公告及び縦覧をいたしますが、評価書を要約した書類(要約書)を作成する過程で、理解しやすい表現に努めます。</p> <p>また、評価書の周知徹底を図るため、パンフレットの作成配布等を行うこととしております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-25</p> <p>・評価会議事録要旨に「どうすれば 2005 年に開催できるか」という発言が記録されている。この様な観点から作られた評価書(案)は却下すべき。</p>	<p>ご指摘の点については、経済産業省に申し伝えま</p> <p>す。</p>
<p>23-26</p> <p>・平成 11 年に示した評価書より環境影響を軽減したとしているが、本評価書の位置付けが誤っている。</p>	<p>評価書(案)では、第 案及び第 案との比較だけでなく、第 2 編において、現在の基本計画に基づいた調査結果の概要並びに予測及び評価の結果を記載しております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-27</p> <p>・事前に青少年公園利用者に事業内容の説明や了解が意見の聴取が不足している。(他に同趣旨2件)</p>	<p>愛知県より以下のとおりと聴いております。</p>
<p>23-28</p> <p>・会場施設が、工事中から使用できなくなり、公園利用者への対応措置を説明する責任がある。</p>	<p>・愛知青少年公園を閉園するに当たっては、近隣市町村の公営スポーツ施設などをまとめて代替施設一覧を作成し、(財)愛知公園協会などで利用者にご案内することにより不便が生じないよう努めてきたところです。</p>
<p>23-29</p> <p>・50万人の利用がある児童センターを4年間利用できないが、代替も考えられておらず、子供の成長にとって大きな損失である。地域住民、県民への説明が必要である。</p>	<p>また、代替施設につきましては、スポーツ施設のみならず青少年公園が有していた施設全般に関しまして、県が作成した代替施設一覧を(財)愛知公園協会などで利用者にご案内することにより周知を図ってまいりました。</p>
<p>23-30</p> <p>・児童総合センターを使用できるようにしてほしい。</p>	<p>・児童総合センターにつきましては、児童が多い利用者の十分な安全確保や来園者のための駐車場の確保が難しくなるとの判断から、平成14年度からの青少年公園の全面閉鎖に併せて休館することにいたしました。</p>
<p>23-31</p> <p>・宿泊施設・スポーツ施設について、代替施設の準備や利用料の補助という配慮はあるのか。</p>	<p>なお、児童総合センターの休館中は、同じ県立の児童のための施設である「愛知こどもの国」(幡豆町)において、センターで行っていた事業をできるだけ代替実施し、これまでセンターが蓄積してきた遊びに関するノウハウ等を中断することなく、継続いたしました。</p>
<p>23-32</p> <p>・青少年公園が閉園になるのは残念というより怒りを感じる。家族が安心して一日を過ごせる場所を絶対守るべきである。</p>	
<p>23-33</p> <p>・青少年公園の利用者に関する影響評価と代替手段、施設の確保およびそれらの説明を求める。</p>	
<p>23-34</p> <p>・元青少年公園の児童総合センターについては全く評価の対象になっていない。利用者に説明会を行うべきである。</p>	
<p>23-35</p> <p>・児童総合センターを運営してきた人的スタッフを失わないために、土・日の開館を検討できないのか。代替施設の検討もしていただきたい。</p>	
<p>23-36</p> <p>・スケート場の代替地、児童総合センターの存続問題、キャンプ場活動の存続など、これまでの市民活動の存続について協会と県は腰を据えて取り組むべきである。</p>	

意見所の概要	見解
23-37 ・応援する。	是非ご協力、ご支援をお願いいたします。
23-38 ・ぜひ成功させて、日本中、いや世界中に愛知をPRする良い機会なので頑張してほしい。(他に同趣旨1件)	ご意見を受け止めて、この地域からの発信にも努力してまいります。
23-39 ・「自然の叡智」や「循環型社会」といった本来のテーマを見失った万博は直ちに中止すべきである。(他に同趣旨3件)	「自然の叡智」をテーマに、この博覧会を開催する意義は人類にとっても我が国にとっても大きいと考えており、「循環型社会」というサブテーマは21世紀の博覧会に相応しいテーマであり、是非この博覧会でこれらのテーマに基づきわかりやすい発信を行うべく努力してまいりたいと考えています。
23-40 ・地域住民に何の利益をもたらさず、自然環境を破壊し大企業が喜ぶイベントは、中止する事が全てにとって最善である。(他に同趣旨4件)	中部地域が持っている「ものづくり」の技術と伝統も踏まえつつ、21世紀の人類に貢献する方策を、環境に配慮しつつ本博覧会で示すことは、同地域にとっても非常に有意義なことであると考えています。また、環境配慮につきましては、極力環境負荷の低減に努めているところでありまして、ご理解をいただきたいと考えております。
23-41 ・採算性のない万博は中止すべきである。(他に同趣旨4件)	多数の方々に来場いただける発信力と魅力を作り出す努力を一層行い、採算のとれる事業構造にしていきたいと考えております。
23-42 ・地域住民に何の利益をもたらさず、自然環境を破壊し大企業が喜ぶイベントは、中止する事が全てにとって最善である。(他に同趣旨4件)	中部地域が持っている「ものづくり」の技術と伝統も踏まえつつ、21世紀の人類に貢献する方策を、環境に配慮しつつ本博覧会で示すことは、同地域にとっても非常に有意義なことであると考えています。また、環境配慮につきましては、極力環境負荷の低減に努めているところでありまして、ご理解をいただきたいと考えております。

意見所の概要	見解
<p>23-43</p> <p>・十分な環境影響評価が行われないのならば、万博を止めるべきである。</p>	<p>本博覧会の環境影響評価は要領に基づき実施しているものであり、今回は要領上の手続きに加えて更に住民意見を伺っておりますので、是非ご理解をいただきたいと考えております。</p>
<p>23-44</p> <p>・万博開催権を返上し中止するべきである。(他に同趣旨6件)</p>	<p>本博覧会協会は平成12年12月15日に条約に基づき正式登録された博覧会であり、博覧会協会はこの事業を推進するために設立されたものであり中止する考えはありません。</p>
<p>23-45</p> <p>・国際博のための交通アクセスとして、名古屋瀬戸道路の計画が前倒しされたが、結局中止された。それを交通アクセスの前提とする国際博は、中止、縮小、分散をすべきである。</p>	<p>名古屋瀬戸道路のうち東名高速日進JCTから長久手ICの間は2005年の博覧会開催に間に合うよう整備が進められており、これをシャトルバス等のルートとして考えています。</p>
<p>23-46</p> <p>・県の予算が厳しい中、万博は全く無駄な税金を使う。県民の意志に反して強引に進めることは絶対に認めない。(他に同趣旨2件)</p> <p>23-47</p> <p>・県の財政破綻などの問題をある程度の目途をつけ、納得できるアセスにするため、万博の開催を遅らせたら。</p> <p>23-48</p> <p>・県財政は民生の安定や福祉のために使うべきである。(他に同趣旨1件)</p>	<p>ご指摘の点については、愛知県に申し伝えます。</p>
<p>23-49</p> <p>・万博事業が赤字となった場合に誰がどのように責任をもつのか明確にしてから事業に取り組むこと。ドイツ、ハノーバー博では当初から取り決めてあったので同様にできるはずである。(他に同趣旨4件)</p> <p>23-50</p> <p>・万博による赤字は、万博協会が責任を取ることを明確にすること。(他に同趣旨1件)</p>	<p>1,500万人以上のお客様に来場いただけるよう最大限努力することによって、健全な事業運営を行いたいと考えております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-51</p> <p>・建設に当たっての資材の指定はどのように判断されているのか示してほしい。</p>	<p>機能、3R、安全性、コスト等を考慮し資材を選択し、今後の設計に織り込んでまいります。なお、有害物質を含む資材については、特記仕様書にて使用しないように明示いたします。</p>
<p>23-52</p> <p>・入札等の工事業者選定基準に、環境への取り組みを含めるべきである。</p>	<p>工事業者選定基準については、環境への取り組みも含め、今後、検討してまいります。</p>
<p>23-53</p> <p>・香流川の水源である青少年公園の保水力が万博工事により失われた。熊張地区の水田で水が涸れた時どのように補償されるのか。香流川が集中豪雨で氾濫したらどのように責任を取るのか。</p>	<p>周辺地域への影響には十分配慮しつつ計画を進めていく考えですので、ご理解をいただきたいと考えます。御意見があった旨については関係機関に申し伝えます。</p>
<p>23-54</p> <p>・アセスメントの予測値や安全値を超えた時の責任の所在と罰則を評価書に記載すること。</p> <p>23-55</p> <p>・予測をオーバーしたとき住民に慰謝料を払うよう評価書に記載すること。</p> <p>23-56</p> <p>・ゴンドラの騒音や何かあったときには誰が責任を持つのか。評価書にはっきりと書くこと。</p>	<p>追跡調査の中で適切にモニタリングを実施するとともに環境への著しい影響が確認またはその推測がなされた場合には、専門家の意見を聞きながら計画の変更も含め必要な措置を講ずることとしています。</p>
<p>23-57</p> <p>・「万博準備そのものが立派な環境破壊活動になると思う(中日新聞3月29日付)」という大学生の実感通りであり、森島昭夫先生にご存じか返答いただきたい。</p> <p>23-58</p> <p>・万博の政府代表渡辺泰造氏は、万博の理念を「平和を求める万博に」と述べているが、環境破壊の実際をご存じか確認してほしい。</p>	<p>ご指摘の点については経済産業省等関係機関に申し伝えます。</p>
<p>23-59</p> <p>・長久手町においてその他の万博関連事業による償還金が10億円以上になることを評価書の中に記載すべきだ。</p>	<p>環境影響評価書は自治体の財源問題を記載する性格のものではないと理解しております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-60</p> <p>・検討会議終了後の4分科会について、開催予定や議事録開示などの積極的な情報公開を期待する。</p>	<p>検討会議終了後の4つの会議のうち、博覧会協会が主催しておりますモニタリング委員会につきましては、開催予定を事前に公表し、会議も公開で実施しております。また、他の3つの会議においても同様の運用がなされているものと承知しております。</p>
<p>23-61</p> <p>・東部丘陵線、屋戸川・吉田川護岸工事等の関連事業について、事前にモニタリング会議や関係NGO等に事前説明を行うべきであり、第三者である市民を交えた委員会等を開き再考することを要望する。</p>	<p>ご意見については、関係機関に申し伝えます。</p>
<p>23-62</p> <p>・環境影響評価書を作成する姿勢は、人が自然にどう関わるかを表わす試金石となる。この財産を継承するために、博覧会協会などの積極的な関与で「環境影響評価を継承する検討会」の設置を望む。</p>	<p>この博覧会が終了後においても愛・地球博の成果がこの地域を初めとして継承していただけるよう期待しております。</p>
<p>23-63</p> <p>・反対派に場所を提供して活動をさせること。</p>	<p>本博覧会に批判的な意見につきましても、引き続き、開催に向けて参考にさせていただきますが、場所の提供は考えておりません。</p>
<p>23-64</p> <p>・改めて県民投票による愛知万博開催の是非を決めることを要求する。</p>	<p>県では、愛知万博の開催について、改めて県民投票を実施する考えはないと聞いております。</p>
<p>23-65</p> <p>・環境基本法第19条にもある上位計画政策についても、環境の保全について配慮することが必要である。</p>	<p>国等の環境保全施策との整合を取りながら進めております。</p>
<p>23-66</p> <p>・環境がテーマといいながら、博覧協会はトイレや会議室などの電気がつけっぱなしである。</p>	<p>協会の会議室、事務室等については必要な時間、場所について電灯を点灯するように心がけているところです。なお、トイレはビル全体の共用部分として管理されており、協会の管理が及ばない場所となっております。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-67</p> <p>・環境アセスも実施せず強行しようとしているのは知事の売名行為のごときである。</p>	<p>博覧会については、事業主体である博覧会協会において要領に基づき、環境アセスの手続きを進めております。</p>
<p>23-68</p> <p>・上郷ジャンクション近傍のシャトルバス駐車場や、中部新空港と愛知環状鉄道上郷駅を結ぶ新鉄道の建設により環境を守ってほしい。</p>	<p>東名高速道路上郷ジャンクション付近では、三好インターチェンジ周辺に自家用車のパークアンドライド駐車場を整備し、シャトルバスで東名高速道路から名古屋瀬戸道路を通り会場へ来場していただくこととしております。</p>
<p>23-69</p> <p>・青少年公園の“跡地復元”と“跡地利用”に関して、BIE等への申請し直しや、再アセス実施が必要ないか。</p>	<p>青少年公園に関しては、BIE等へ都市公園として計画されており、申請し直しは必要ないと考えております。</p>
<p>23-70</p> <p>・海上地区における文化遺産について、現状保存されるのが当然の事と考える。</p>	<p>会場内の埋蔵文化財につきましては、愛知県の文化財担当部局と協議し適切に対応してまいります。</p>

意見所の概要	見解
<p>23-71</p> <p>・瀬戸環状東部線はオオタカの菅巢周辺を通るなど、環境に大きな影響を与えるため道路変更すべきである。(他に同趣旨1件)</p> <p>23-72</p> <p>・万博アクセスとなる吉野三号線拡幅工事や吉田川ダムは、ホテルを全滅させるため中止して下さい。</p> <p>23-73</p> <p>・愛知県の実績・実績、予算状況等、他県との比較等を行い、言及する必要がある。</p> <p>23-74</p> <p>・矢作川河川敷へのヒマワリの植栽計画の中止勧告をお願いしたい。</p> <p>23-75</p> <p>・瀬戸市の玄関、尾張瀬戸駅前には公衆トイレもない。市民として恥ずかしい。世界の物笑いである。</p> <p>23-76</p> <p>・モデル里山づくりを公共事業とすること。</p> <p>23-77</p> <p>・海上の森会場周辺で、里山遊歩道広場に至る県道の新設等の関連工事が同一時期に行われ、この地区に生息する生き物に影響を与える。環境負荷を回避・低減するよう計画変更を含め保全措置を取ること。</p>	<p>ご指摘の点については、関係機関に申し伝えます。</p>